

井上建築関係法令集 平成29年度版 訂正

『井上建築関係法令集 平成29年度版』p.34, 建築基準法第12条第3項の条文に欠落がございました。下記の条文のアンダーライン部分が欠落しておりました箇所です。

読者の皆様には大変ご迷惑をお掛けしましたこと、謹んでお詫び申し上げます。

株式会社 井上書院

p.34 建築基準法 第12条 (第3項)

- 3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令^{*1}で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証^{*2}の交付を受けている者（次項及び第12条の3第2項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

〈受験者の皆様へ〉

◎持込み法令集への書込みは禁止されておりますので、本書を建築士試験に持ち込まれる場合は、下記に例示するような方法により、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

◎本紙自体を試験会場に持ち込むことはできませんので、くれぐれもご注意ください。

記入例1

- 3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの~~の~~所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令^{*1}で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証^{*2}の交付を受けている者（次項及び第12条の3第2項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

記入例2

- 3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの~~の~~所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令^{*1}で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証^{*2}の交付を受けている者（次項及び第12条の3第2項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。